

質問・回答 新制度移行幼稚園・認定こども園(預かり保育) 2019.9.5説明会 千葉市幼保運営課

No	項目	資料	質問	回答
1	領収証兼提供証明書	P39	幼稚園では、領収証兼提供証明書は毎月提出と聞いているが、認定こども園においては毎月でも3か月毎でもどちらでも構わないのか。	私学助成幼稚園における保育料については、毎月の提出となります(現物給付)。一方預かり保育については、私学助成幼稚園、認定こども園に関わらず毎月の提出でも、3か月毎の提出でも構いません。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。
2	保護者周知文	P35	給付認定者向けの保護者周知文(資料5)は、市から保護者に対し配布するのか、園から保護者に対し配布するのか。	園の皆様から保護者に対し配布していただく形となります。 9月末までに正式版をお送りいたします。
3	給食費	—	幼稚園給食から外部搬入をしているが、副食費の積算の根拠を千葉市に提出する必要はあるか。また、その根拠を精査されることはあるか。	確認監査において根拠を確認させていただきますが、一定程度の合理性があれば指摘事項とはしない予定です。
4	給食費	—	同じ業者から給食の搬入を受けても副食費の金額が異なることがあるということか。	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。補足給付における金額や、公立保育所の金額等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
5	給食費	—	副食費を仮に補足給付における金額を参考に225円とすると、おやつ代も含めて徴収していることもあり、赤字となってしまふ。しかし、おやつ代(100円)も含めると325円(月額6,500円)となり、かなり高くなってしまふ。どのように対応すればよいか。 (説明会後、個別質問)	副食費の金額については積算に一定の合理性があり、保護者に書面にて説明を行い、合意が得られれば問題ありません。補足給付における金額や、公立保育所の金額等を参考に各園にて設定をお願いいたします。
6	プレ保育	P16	以下の形でプレ保育を実施しているが、認可外保育施設の届出の対象となるか。 ・9時～14時の週2回実施 ・2歳児のお子様を預かっている。 ・区切られた教室で、専属の職員が1名で実施している(保護者同席なし)。 (説明会後、個別質問)	週5日・1日4時間以上・年39週以上親と離れることを常態としていない場合は、保育の実態があるとは言えないため、以下の要件①～③を満たしていたとしても、認可外保育施設には当たらず、届出も不要です。 ①幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、 ②余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで ③専従の職員による保育が実施されている
7	請求	P4	プリペイドカードで預かり保育の利用料を前払いしていただいているが、その場合の限度額の考え方は。 (説明会後、個別質問)	前払いの形であっても、対象月における利用回数及び利用料の合計を踏まえ、限度額を計算することとなります。 例えば月に2日、以下のように利用した場合 ①1日目 200円 ②2日目 800円 合計 1000円・・・③(①+②) 上限額は450円×2日=900円・・・④ → 無償化の額は、900円(③と④の低い方) 自己負担は100円となります。 なお、回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分にかかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て。)ことにより算出してください。 ※幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2019年7月31日版】No127
8	給食費	P27	リーフレット左下部分に、「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。」とあるが、預かり保育も同様の扱いであると勘違いされる恐れがある。「預かり保育は対象外」という趣旨の言葉を追記して欲しい。	リーフレットの正式版において、以下の下線部分を追記しております。 「ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除(副食費のみの取り扱い。預かり保育は免除の対象外)。」